

平成24年度 事業計画書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡济会

平成24年度 事業計画

第1 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ

第2 横浜市ホームレス巡回相談指導事業

第3 横浜市ホームレス保健サービス支援事業

○神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り

常に人が人として

文化的生活を営めるよう

その自立に向けた支援に努める。

第1 横浜市ホームレス自立支援施設 はまかせ 事業計画

1 運営の基本方針

- (1) 利用者の人権尊重を第一として利用者の自立に向けた支援に努めます。
- (2) 安定した生活に向けたホームレス状態からの脱却支援に努めます。
- (3) 指定管理者制度に基づく、適切な事業運営を行います。

2 平成24年度事業計画の概要

東日本大震災の影響での失業をはじめとした厳しい経済・雇用情勢を受けて、これまで以上に生活困窮者の増加が懸念されているなかで、引き続き、市内の公園、河川、道路などで日常生活を営んでいるホームレス又はホームレスになるおそれのある者を、各区福祉保健センター及び横浜市ホームレス巡回相談指導事業における昼・夜間の巡回相談を通じて受け入れ、一時的な宿泊場所を提供し、人命の保護や健康の保持にとめるとともに、生活援助、就労援助などの支援を通じて、自立の促進を図る。

3 運営計画

横浜市ホームレス自立支援施設条例や同条例施行規則など関係法令に基づいた、きめ細かな援助及び適切な施設運営を行います。また、職員育成の充実、個人情報保護などの責務を全うするとともに、法人としての特色を活かした施設運営を行います。

(1) 利用者支援

- ①関係機関との連携により、常にホームレスの現状、実態を把握して、人命の保護を最優先とし男女を問わず利用希望者の受け入れを行います。
- ②利用者の意向を踏まえた支援方針を作成し、利用者の主体的な自立を支援します。
- ③看護師による健康相談や健康管理に関する助言・支援を行います。
- ④利用者の個々の事情に合わせたきめ細かな就労支援を行います。
- ⑤24床の半個室居室等設備の弾力的な運用により、自立生活に向けたプログラムを行い、利用者の自立促進につなげます。

(2) 関係機関との連携

- ①協力医療機関との連携により、利用者の健康診断を実施します。
- ②横浜不動産協会の協力により、住宅相談を行い、利用者の居所確保を図ります。
- ③通所施設（寿アルク）と連携・協力を得ながら、断酒を志している者に対して、ミドルプログラムなどの活用により、回復に向けた支援を行います。

④就労自立促進のために、職員から就労支援班を編成し、横浜ハローワークより派遣されている職業相談員(施設内に常駐)との連携により利用者の自立につながります。

(3) 施設運営・衛生管理

①施設の衛生管理のため、定期的な消毒や寝具乾燥などを実施します。また、居室内は職員によって定期的に衛生点検を行います。

②厨房関係は栄養士による利用者の健康促進を行います。また、食品衛生面において、自主的な管理強化を図ります。

③自主的な防災訓練及び地震災害訓練を行います。

(4) 職員育成

日常業務を通じた能力開発を図るために、上司・職員間、職員同士の情報共有の機会をより一層充実していくとともに、法人としての人事評価や育成方針に基づき組織的・体系的に研修を実施し、職員の能力向上を図り、組織全体の力を高めます。

(5) 環境保護

施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努めます。

4 本年度の課題・目標

(1) 利用人数

①入所者数＝年間入所者数目標を 1,260 人とします。

目標達成のために

ア ワンナイト利用のモデル実施など設備の弾力的な運用を図り、利用者を積極的に受け入れます。

イ 総合的なホームレス支援を念頭に置き、関係機関や巡回相談事業などにより一層の密な連携を行い、利用者数の増加を図ります。

(2) 就労支援について

①就労自立率＝就労可能と判断された者のうち 50%の就労自立を目標とします。

目標達成のために

ア 施設入所中から退所後の日常生活を見据えたステップアップ支援等を行い、利用者の就労の継続を図ります。

イ 常勤就労の経験が浅いなどの利用者の事情に合わせ、履歴書の書き方など、それぞれの状況に合わせたきめ細かな就労活動の支援を行います。

ウ 就労セミナーなどを活用して就労への意識付けを行います。

エ 就業支援事業との連携により、就労による自立支援を促進し、より一層の

就労達成を図ります。

②退所後支援

ア 退所後アンケート、訪問

退所後の生活の確認のために、本人の意向に基づきアンケートの郵送、自宅訪問を行います。

イ 退所後相談

電話や直接来所した場合の相談に対応します。

(3) その他の取り組み

①利用者ニーズの把握に努め、サービス・支援内容の改善に努めます。

②今までの支援方法にとらわれずに、ステップアップ機能の活用などで利用者の自立促進につなげます。

5 資料 平成23年度事業について

(1) 利用人数

入所者数=1,044人（平成24年月1月末まで、前年度同月比83人増）

※平成23年11月より一泊だけの利用希望者を受け入れるワンナイト入所（モデル実施）を行い、10人（平成24年1月末まで）が入所しました。

※平成23年10月より増床分の24床を利用したステップアッププログラムを実施し、4人（平成24年1月末まで）の利用がありました。

(2) 就労支援の取り組み

①就労自立率=46.7%（平成24年1月末まで、前年度同月比5.4%減）

勝手に仕事を辞めてしまうなど支援中の中途退所者の増加により、就労自立率が減少しました。

②就労自立率向上に向けた方策

ア 個別支援の充実

(ア) 求職意欲の喚起

求職活動期間(40日間)を設定し、利用者の意識を求職活動に向けることや職員の働きかけによって、利用者への積極的な求職活動を促しました。

(イ) 個々の状況に合わせたきめ細かな支援

常勤就労の経験が浅いなどの利用者の事情に合わせ、履歴書の書き方など、それぞれの状況に合わせた就労活動の支援を随時行いました。

(ウ) 若年層への就労意欲の喚起

社会経験の少ない若年層の利用者に、就業支援セミナーへの参加を促し、就労への動機付けや就労意欲の喚起を行いました。

イ 退所後支援

退所後アンケートの郵送（193通）や、電話による退所後相談（1件）を行いました。

③関係機関との連携

ア 福祉保健センター

就労に至らなかったケースに、福祉保健センターがその後の支援を的確に行えるよう、利用中の情報提供を行いました。

イ 就業支援事業

就業支援事業の利用により 26名（平成24年1月末まで）が就職しました。

（※昨年度＝49名）

(3) 平成23年度の就労支援の評価

就労自立率(46.1%)は、主に就職後の援助中止者（初回給与を持って居なくなる等）の増加により、目標(50%)を下回りました。

就職率の大幅な低下は見られないため(就職率＝83.4%:平成23年1月末まで、前年同月比1.4減)、今後は自立生活に向けたステップアップ支援など、より一層の自立への意欲を根付かせるための支援の強化が必要と考えます。

第2 横浜市ホームレス巡回相談指導事業 事業計画

1 運営の基本方針

- (1) 横浜市ホームレス巡回相談指導事業実施要綱に基づく、適切な事業運営を行います。
- (2) ホームレス状態から脱するための必要な支援に繋がります。
- (3) 相談者の意思を十分に尊重した相談活動を実践します。

2 平成24年度事業計画の概要

近年の経済情勢の悪化などを背景として、ホームレス又はホームレスになるおそれのある者が絶え間なく見られる中、横浜市内でもこれらの者が公園、河川、道路などを起居の場所として多数存在しています。それらの者に対して、巡回相談等による相談活動を行い、抱える問題を把握し、福祉保健センターや施設管理者等の関係機関と連携し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援することを目的としています。

3 運営計画

- (1) 市内全域のホームレス数やその状況を定期的に把握し、横浜市ホームレス総合相談推進協議会に報告し、自立支援事業に反映させます。
- (2) ホームレス等の人権を尊重するとともに、自らの意思による自立を基本としたうえで相談活動を実施します。
- (3) 緊急的な宿泊場所が必要な者および自立を希望する者に対して、自立支援施設等の利用を促します。
- (4) 巡回相談により自立した者に対して訪問などアフターケアに努めます（平成22年度実績2名）。
- (5) 巡回相談員の質の向上と支援活動の充実を目的として研修を実施します。
- (6) 施設(巡回相談室)管理上、防災訓練および避難訓練を行い今後に備えます。

4 本年度の課題(目標)

- (1) 定住型ホームレスへの支援強化
定住型ホームレス(特に高齢者)に対し綿密な相談を継続して行い、ホームレス状態からの自立に向けた支援を行います。
- (2) 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜとの連携
施設職員と合同で巡回相談を行い、状況把握や相互理解、情報共有を図ります。
- (3) ホームレスとなるおそれのある者への支援
ネットカフェなどで生活する者に対し、可能な範囲で相談を行い支援策を検討します。

第3 横浜市ホームレス保健サービス支援事業 事業計画

1 運営の基本方針

- (1) 横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱に基づく、適切な事業運営の実施を行います。

2 平成24年度事業計画の概要

横浜市内の公園・道路等に起居するホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等を実施することで、健康状態等を把握し、適切な保健サービスが受けられるようにするとともに、関係機関と連携してその自立の支援を行います。

3 運営計画

- (1) 巡回相談をした者のなかで、主に健康上の不調を訴える相談者に対し、看護師が健康相談等を実施するとともに、必要な支援・助言を行ないます。
- (2) ホームレス等に対する健康状態の把握や自覚症状についての相談、清潔の保持などについて、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援を行ないます。
- (3) ホームレス等に面接し、その者が抱える問題を把握し必要な援助が受けられるよう関係機関と連携し必要な助言を行ないます。